

西宮市路上違反広告物追放推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市屋外広告物条例(平成19年西宮市条例第31号。以下「条例」という。)第10条に規定する禁止地域等のうち道路上の特定の違反広告物の除却に関する市長の権限の一部を、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき、地域住民に委任し、地域住民と本市が一体となって道路上の違反広告物の追放に取り組むことにより、都市景観の維持向上、青少年の健全な育成及び安全な交通の確保等を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(推進団体の認定)

第2条 市長は、一定地域において、道路上の違反広告物の追放を目的とする2名以上の個人を構成員として設立された団体で、適当と認めるものを路上違反広告物追放推進団体(以下「推進団体」という。)に認定する。

- 2 推進団体の認定を受けようとする団体は、設立の目的に賛同する者の加入を、正当な理由がなく拒んではならない。
- 3 推進団体の認定を受けようとする団体は、路上違反広告物追放推進団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 4 推進団体の認定期間は、2年とする。ただし、必要と認めるときは、その更新ができる。
- 5 推進団体は、当該認定の内容に変更を生じたときは、市長に速やかに変更申請を行い、その認定を受けなければならない。

(推進員)

第3条 市長は、推進団体の構成員で、市長の行う路上違反広告物の追放に関する講習会を受講した者で、かつ、適当と認める者に道路上の特定の違反広告物の除却に関する市長の権限の一部を委任するものとし、当該委任を受けた者を路上違反広告物追放推進員(以下「推進員」という。)とする。

- 2 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進団体の認定期間中に推進員となったときは、その期間の終了の日までとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の委任を取り消すことができる。
 - (1) 推進員から辞退の申し出があったとき。
 - (2) 推進員の所属する推進団体から、その議決書及び当該推進員の意見書を添えて当該推進員の委任を取り消す旨の申し出があったとき。
 - (3) 市長が推進員としてふさわしくないと認めるとき。

(推進員の活動)

第4条 推進員は、道路上の次の各号に掲げる工作物等に貼り付けられ、取り付けられ、又は立てかけられている、はり紙、はり札、立看板又はのぼり旗について、法第7条第4項の措置を行うものとする。

- (1) 電柱、街灯及び照明灯
 - (2) 橋(歩道橋を含む。)及び高架構造物
 - (3) 街路樹
 - (4) 信号機、道路標識、カーブミラー及び道路上の柵(ガードレール、転落防止柵等)
 - (5) パーキングメーター及びパーキングチケット発給設備
 - (6) アーチ、アーケード及びバス停留所の支柱
 - (7) 消火栓及び火災報知機
 - (8) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス(外部に限る。)
- 2 事故防止の為、除却活動は推進員2名以上で行うこと。
- 3 推進員は、除却できる物件かどうか不明確な場合は、除却を行わないこと。但し、市に連絡し指示を受けた場合は、その指示に従うこと。
- 4 地域の安全な道路交通の確保の為、推進員は、除却活動中に、道路上にある違反広告物や支障物件及び道路の損傷や欠陥等を発見した場合は、市に報告するものとする。

(身分証明書の交付)

第5条 市長は、推進員に身分証明書(様式第2号)及び腕章(様式第3号)を交付するものとする。

- 2 推進員は、その身分を失ったときは、前項の規定による身分証明書及び腕章を市長に返還しなければならない。

(活動援助等)

第6条 市長は、予算の範囲内で、推進団体の除却活動に要する用具の貸与を行うものとする。

- 2 市長は、推進団体の除却活動中における傷害等に備える為、予算の範囲内でボランティア活動保険の保険料を負担するものとする。

(推進員の義務等)

第7条 推進員は、その権限を行使するときは、前条に規定する身分証明書を携帯し、かつ、腕章を着用しなければならない。

- 2 推進員は、その権限の行使上知り得た秘密を洩らしてはならない。推進員の身分を失った後も、同様とする。
- 3 推進員は、市長が行う路上違反広告物の追放に関する講習会を受講しなければならない。
- 4 推進団体の代表者は、除却を行う場合、事前に市長に除却の予定を連絡するもの

とする。

5 推進団体の代表者は、年2回(9月及び3月)、簡易除却状況報告書を市長に提出するものとする。この場合において、報告は、郵送又はファクシミリにより行うことができる。

6 推進団体は、除却した広告物を市に引き継ぐまで、一時保管するものとする。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(参考)

屋外広告物法(平成20年・法律40号)

(違反に対する措置)

第7条

- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
 1. 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
 2. 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。